

令和 2 年度

産業廃棄物排出事業者等説明会資料

岩手県環境生活部資源循環推進課
盛岡市環境部廃棄物対策課

令和２年度産業廃棄物排出事業者等説明会資料

目 次

【資料１】 排出事業者の責務と廃棄物処理法等の概要について	．．．．	P1
【資料２】 産業廃棄物の処理に係るセルフチェックシート	．．．．．	P26
【資料３】 循環型地域社会三条例による本県の実施について	．．．．	P30
【資料４】 ＰＣＢ廃棄物の処理について	．．．．．	P35
【資料５】 「廃棄物データシート（WDS）」を活用した適正な処理のために必要な事項の情報の提供について	．．．．．	P43
【巻末資料】 岩手県からのお知らせ		

排出事業者の責務と 廃棄物処理法等の概要について



岩手県環境生活部資源循環推進課
各広域振興局保健福祉環境部（保健福祉環境センター）

1

関連する法律及び条例

◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（→廃棄物処理法。以下、「法」）

その他、政省令等も参考のこと。

◆循環型地域社会の形成に関する条例

（→以下、「条例」）

※スライド右上の数字は、カラー冊子「産業廃棄物の適正処理のために」のページ番号を表しており、次の例により字体を分けています。

【例】

5

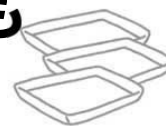
カラー冊子5ページ
（普通）産業廃棄物関係

29

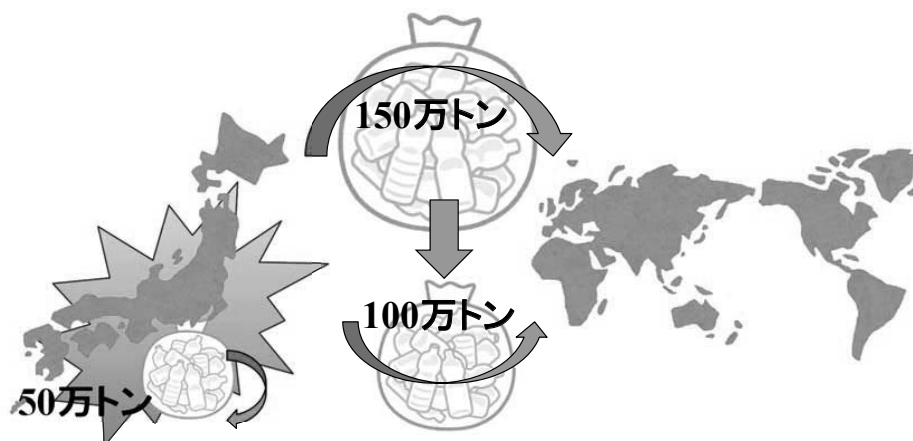
カラー冊子29ページ
特別管理産業廃棄物関係

2

廃プラスチック類の適正処理も 排出事業者の責任です



近年の外国政府による使用済プラスチック等の
輸入禁止措置によって、国内で処理される
廃プラスチック類の量が増大しています。



3

廃棄物処理と排出事業者責任



もし、自社の廃棄物の処理委託先で不適正処理が
発生したら・・・



排出事業者も違反があれば、命令・撤去費用求償の可能性

廃棄物処理に関する排出事業者責任（環境省通知から抜粋）

- ① 排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではないこと。
- ② 処理委託の根幹的内容（委託する廃棄物の種類・数量、委託者が受託者に支払う料金、委託契約の有効期間等）は、排出事業者と処理業者の間で決定すること。（これらの決定を規制権限の及ばない第三者に委ねるべきではないこと。）
- ③ 不当に低い処理料金で委託した産業廃棄物が不適正処理された場合には、排出事業者が措置命令の対象となりえること。

（①②平成29年3月21日付環廃対発第1703212号・環廃産発第1703211号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知。③平成29年6月20日付環廃産発第1706201号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）

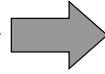
「廃棄物」とは

5

■ 廃棄物の定義（法第2条）

人間の活動に伴って生じた物のうち、自分で利用したり他人に売却できないため不要となった液状又は固形状の物

- 性状
- 排出状況
- 通常取扱形態
- 取引価値の有無
- 占有者の意思

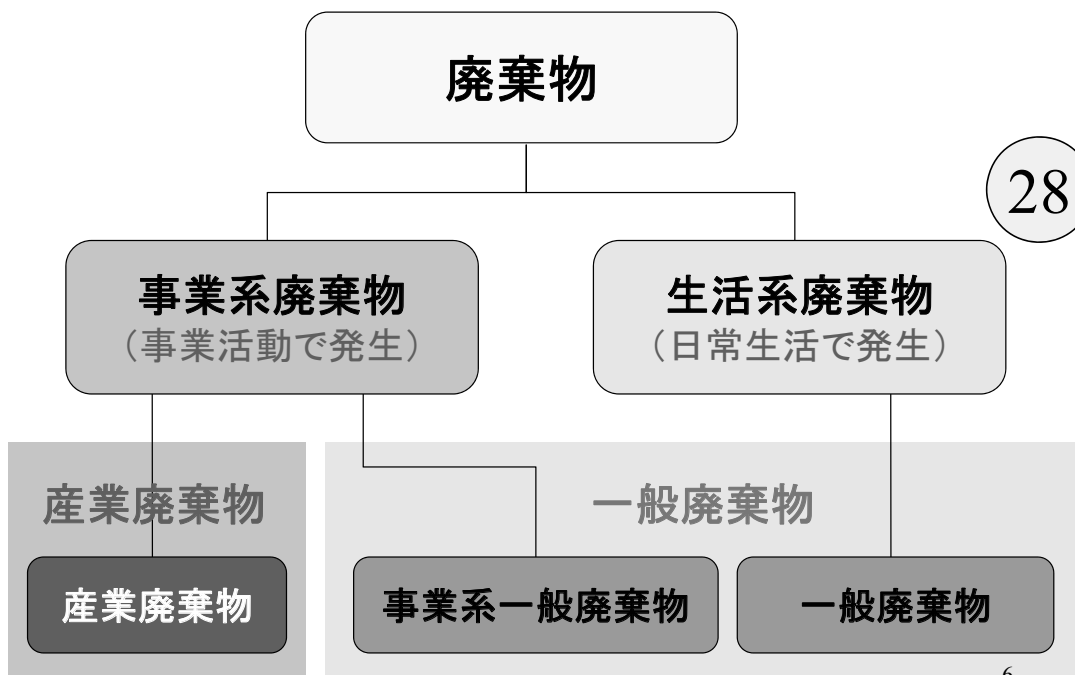


廃棄物に該当するか
否か 総合的に判断

5

産業廃棄物と一般廃棄物

5



28

※災害に伴い生じる廃棄物は、一般廃棄物に分類されます。

6

産業廃棄物と一般廃棄物

5

産業廃棄物

- 産業廃棄物
- 特別管理産業廃棄物

一般廃棄物

- 一般廃棄物
- 特別管理一般廃棄物

「特別管理」とは？

29

→爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある廃棄物

例： 感染性廃棄物（例：血液の付着した針）、
引火点70℃未満の揮発油類、廃水銀等、アスベスト、PCB

7

事業者の責任

6

■事業者の責務（法第3条）

- ①廃棄物を「自らの責任」において適正に処理すること
- ②再生利用等を積極的に行い、減量化に努めること
- ③製造、加工、販売等に際し、排出された廃棄物の処理が困難とならないようにすること
- ④国、県、市町村の施策に協力すること

■事業者の処理（法第11条）

事業者はその産業廃棄物を自ら処理しなければならない

- ・自らが処理を行う
- ・産業廃棄物処理業の許可を持つ事業者へ処理を委託

8

1. 産業廃棄物の処理

排出事業者による処理（処理基準等）

- ① 保管基準
- ② 運搬基準
- ③ 処分の基準（規制）
- ④ 建設工事における元請責任
- ⑤ 建設資材廃棄物の適正処理

9

1. 産業廃棄物の処理

6

① 産業廃棄物の保管基準

◆排出事業場での運搬されるまでの保管基準（規則第8条）

(1) 囲い

(2) 飛散、流出、地下浸透、悪臭、ネズミ、害虫の発生防止

(3) 積上げ高さの制限

ア 廃棄物が囲いに接していない場合、囲いの下端から勾配50%以下

イ 廃棄物が囲いに接する場合

・囲いの内側2mは、囲いの高さより50cm以下

・2m以上内側は、2m線から勾配50%以下

(4) 掲示板

(5) 石綿含有産業廃棄物の場合、仕切り、覆いや梱包等

水銀使用製品産業廃棄物の場合、仕切り等

10

1. 産業廃棄物の処理

6

① 産業廃棄物の保管基準

(4) 掲示板の例(排出事業場における保管)

60センチ以上	産業廃棄物の保管施設		→ 保管場所であること
	廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類	→ 保管する産業廃棄物の種類(※)
	管理者の氏名又は名称、連絡先	株式会社 ○○建設 019-☆☆-7777	→ 管理者の氏名又は名称及び連絡先
	最大保管高さ	△.△m	→ 最大保管高さ (※屋外で容器を用いずに保管する場合に記載)
60センチ以上			11

(※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨も記載)

1. 産業廃棄物の処理

6

① 産業廃棄物の保管基準

特別管理産業廃棄物の場合

- (1) 囲い
- (2) 飛散、流出、地下浸透、悪臭、ネズミ、害虫の発生防止
- (3) 掲示板
- (4) 仕切り等により他のものと混合防止
- (5) 腐食、飛散、腐敗防止(種類に応じた措置)

10

12

1. 産業廃棄物の処理

6

① 産業廃棄物の保管基準

23

◆屋外保管量の見込みの把握及び記録（条例第20条の2）

- (1) 屋外で産業廃棄物を保管する事業者は、年度ごとに最大保管量の見込み（以下「見込み」）を把握し、記録

【例外の業種】廃棄物処理施設等の設置者、畜産農業、金融・保険業、宿泊業、教育・学習支援業又はサービス業（学術・開発研究機関並びに自動車修理業及び機械等修理業を除く）。
また、上記以外の業種であっても、飲食店（食品製造業を営む事業場を除く）、販売又は総務的事務を行う事業場は除きます。

- (2) 見込みが次のいずれかに該当する場合、帳簿を作成

- ア 廃油・廃酸・廃アルカリ・ばいじん 1t又は1m³以上
- イ 自動車用廃タイヤ 100本以上
- ウ 上記以外の産業廃棄物 10t又は30m³以上

- (3) 帳簿には次の内容を記録し、5年間保存

- ・保管可能量（保管基準（法第12条第2項）に従う保管）
- ・年度当初（4月1日）、年度末（翌年3月31日）の保管量
- ・搬入（搬出）した年月日・種類・量及び搬入（搬出）後の保管量

13

1. 産業廃棄物の処理

6

② 産業廃棄物の運搬基準

◆産業廃棄物の収集又は運搬の基準（施行令第6条第1号）

- (1) 飛散、流出、悪臭、騒音、振動の防止措置

- (2) 運搬車両への表示義務

- 産業廃棄物の運搬車両である旨
- 氏名・名称
- 車両の両側面に表示
- 見やすい色

- (3) 運搬車両への書面の備えつけ義務

14

1. 産業廃棄物の処理

7

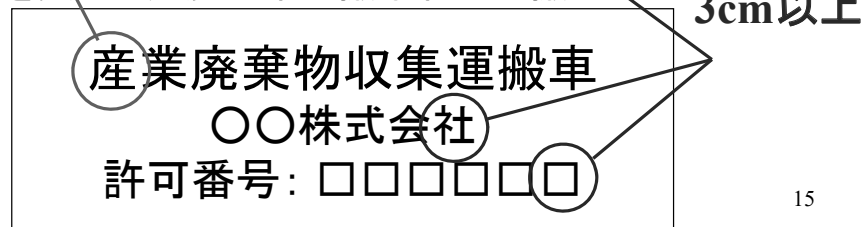
② 産業廃棄物の運搬基準

(2) 運搬車両への表示義務

- 排出者が自ら運搬



- 委託を受けた産廃収集運搬業者が運搬



15

1. 産業廃棄物の処理

7

② 産業廃棄物の運搬基準

(3) 運搬車両への備えつける書面

- 排出者が自ら運搬

・以下のことがすべて書かれた書類

- ① 氏名又は名称・住所
- ② 産業廃棄物の種類と数量
- ③ 積載日、積載した事業所の名称・所在地・連絡先
- ④ 運搬先事業所の名称・所在地・連絡先

- 委託を受けた産業廃棄物収集運搬業者が運搬

・産業廃棄物管理票
・産業廃棄物収集運搬業の許可証(コピー)

16

1. 産業廃棄物の処理

7

② 産業廃棄物の運搬基準

特別管理産業廃棄物の場合

- (1) 飛散、流出、悪臭、騒音、振動の防止措置
- (2) 運搬車両への表示義務
- (3) 運搬車両への書面の備えつけ義務
- (4) 他のものと混ざらないようにする
- (5) 種類及び注意事項を記載した書類を携帯
- (6) 感染性産業廃棄物は、収納しやすく、密閉でき、損傷しにくい容器

10

17

1. 産業廃棄物の処理

③ 処分の基準(規制)

(1) 焼却処理＝原則禁止 (法第16条の2)

18

- 構造基準を満たした焼却設備を用いて、大臣が定める方法で焼却する場合のみ可

7

(2) 埋立処分＝原則禁止 (法第16条)

17

- みだりに捨てると、不法投棄に該当 (土地所有者が許しても禁止)
- 産業廃棄物最終処分場の設置許可を得て、基準を満たす埋立て及び維持管理を行う場合のみ可

8

18

1. 産業廃棄物の処理

20

④ 建設工事における元請責任

(1) 建設工事に伴い生じた廃棄物は、元請業者が
排出者として適正処理の責任を負う（法第21条の3）
→建設廃棄物は「元請業者が排出した廃棄物」

(2) 建設工事現場内で廃棄物を保管する場合、元
請業者と下請負人双方に保管基準が適用

19

1. 産業廃棄物の処理

20

④ 建設工事における元請責任

(3) 下請人が建設廃棄物を運搬、処分する場合
→下請人は産業廃棄物処理業の許可が必要
→元請業者から、基準に従った委託及びマニフェストの
交付を受ける必要あり

◆解体、新築、増築以外の工事であって、少量かつ要件を全て満たす場合、
下請負人が運搬できる例外規定あり
(要件については「産業廃棄物の適正処理のために」p.20参照のこと)

(4) 下請負人が行った不適正処理の責任が、元請
業者にも及ぶことがある（法第19条の5第1項第4号）

20

1. 産業廃棄物の処理

22

⑤ 建設資材廃棄物の適正処理

◆建設資材廃棄物の適正処理（条例第21条）

●「発注者」の努力義務

- ① 処理費用を適正に負担
- ② 処理状況を確認

●「元請業者（＝建設廃棄物の排出事業者）」の実施義務

- ① 発注者へ処理方法とその費用を書面で交付し説明
- ② 県又は特定行政庁へ処理方法を届出（変更・中止等を含む）

21

2. 処理の委託

9

産業廃棄物処理業者への委託（委託基準）

- ① 収集運搬は収集運搬業者へ、処分は処分業者等の委託できる者へそれぞれ委託（法第12条第5項）
- ② 処理委託契約書を作成（法第12条第6項）
- ③ 運搬から最終処分まで、全てが適正に処理が行われることを確認（条例第22条、法第12条第7項）
- ④ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用（法第12条の3）

22

2. 処理の委託

9

① 収集運搬は収集運搬業者へ、処分は処分業者へ委託

(1) 許可の有無

産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可はあるか？

(再生利用の認定や広域的処理の認定を受けた者も可)

(2) 事業の範囲(許可された品目)

委託予定の産業廃棄物を扱うことができるか？

(3) 能力の確認(施設的能力等)

確実に処理できる能力を持っているか？(実地確認等を行うこと)

23

2. 処理の委託

9

② 委託契約書を作成

(1) 書面にて委託契約を結ぶ必要があること

※法で定める必要事項を記載すること

- 産業廃棄物の種類・量
- 運搬の最終目的地、中間・最終処分場所、施設能力等
- 契約の有効期間・料金
- その他環境省令で定める項目
- 事業の範囲に含まれることを証する書面(許可証の写し)

(2) 契約書は、契約終了の日から5年間保存

24

2. 処理の委託

9

② 委託契約書を作成

特別管理産業廃棄物の場合

(1) 書面にて委託契約を結ぶ必要があること

※法で定める必要事項を記載すること

(2) 契約書は、契約終了の日から5年間保存

+

(3) 事前に書面で通知(特別管理産業廃棄物)

①特別管理産業廃棄物の種類、量、性状、荷姿

②取扱い注意事項

11

25

2. 処理の委託

24

③ 全ての処理が適正に行われることを確認

◆委託先の適正処理能力確認等を実施(条例第22条)

(1) 産業廃棄物の処理を委託する前

【収集運搬】

・運搬車両、機材、容器及び積替え保管施設を実地調査(※)

【処分】

・処理施設を実地調査(※)

・処理能力(埋立処分は残余容量)及び処理実績の確認

(※) 自らの責任において実地調査している者から聴取・確認する場合を含む。

(2) 【処分】を委託した後

・年1回以上、処分の状況を実地調査

・1年以上継続して委託する場合、上記【処分】の確認を、年1回以上実施

26

2. 処理の委託

24

③ 全ての処理が適正に行われることを確認

◆適正処理能力確認の結果は記録し、5年間保管
(条例規則第15条第2項)

◆法律でも規定 (法第12条第7項)

委託する場合、処理状況の確認を行い、最終処分終了までの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めること

9

○実地確認のポイント(例)

- ・委託した産業廃棄物の処分に係る施設が使用可能な状況にあるか(最終処分場の場合、残余容量が十分か)
- ・施設外への廃棄物の飛散・流出はないか
- ・廃棄物保管場所での廃棄物の飛散・流出はないか
- ・(安定型最終処分場の場合)展開検査が適正に行われているか

○処理能力確認のポイント(例)

- ・処理業者の公表情報から、処理状況・維持管理状況・稼働状況等を確認

27

2. 処理の委託

9

委託の注意点(再委託の禁止)

◆再委託 = 原則禁止 (法第14条第16項)

処理を受託した処理業者が、その産業廃棄物の処理をさらに別の処理業者に委託すること

(例外として再委託が認められる要件)

排出事業者からあらかじめ書面による承諾を受けていること等、再委託の基準が満足されている場合(法施行令第6条の12)

28

2. 処理の委託

12

④ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)を使用

○マニフェスト伝票の例

29

排出事業者の氏名
又は名称、住所

交付年月日

交付番号

排出事業場の
名称、所在地

交付担当者氏名

産業廃棄物の種類

数量(及び単位)

荷姿

産業廃棄物の処分方法

最終処分予定地

運搬受託者の
氏名又は名称、住所

運搬先事業場の
名称、所在地

処分受託者の
氏名又は名称、住所

積替え保管する場合、
積替保管場所の所在地

運搬担当者署名・捺印

照合確認 (B2票、D票、E票返送後
A票と照合した日付を記入)

発行元：公益社

2. 処理の委託

12

・ ④ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)を使用

【交付時の留意事項】

- (1) 委託業者に産業廃棄物を引き渡すと同時に交付
- (2) 産業廃棄物の種類ごとに交付
- (3) 運搬先が2つ以上である場合は、運搬先ごとに交付
- (4) 産業廃棄物の種類、数量及び受託者の氏名又は名称が、マニフェストに記載された事項と相違が無いことを確認のうえ交付

(参考) 上記の例外

- ・シュレッダーダストのように、複数の種類の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合している場合には、1つの種類としてマニフェストを交付してもよい
- ・原則として運搬車毎に交付するが、複数の運搬車に対して同時に引き渡され、かつ運搬先が同一である場合には、1回の引渡しとしてマニフェストを交付してもよい
- ・産業廃棄物が1台の運搬車に引き渡された場合でも、運搬先が複数の場合には、運搬先ごとにマニフェストを交付する必要がある

31

2. 処理の委託

12

④ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)を使用

【交付した後の留意事項①】

- (1) 委託業者から回付されたマニフェスト伝票で処理状況を確認

- B2票
- D票
- E票

委託業者は、それぞれの処理終了から
10日以内に回付することとなっている

- (2) 原本(A票)及び写し(B2票、D票、E票)は5年間保存
- (3) 次の場合、状況を把握し必要な措置を講じたうえ、県(盛岡市内の事業場から発生した場合は盛岡市)へ報告 (法第12条の3第8項)

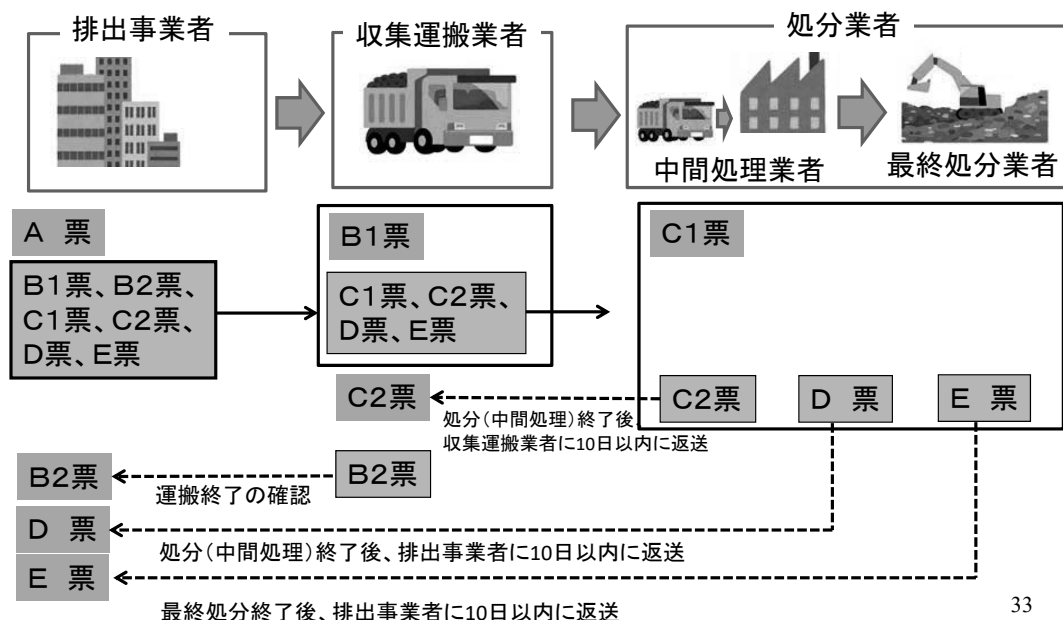
- 一定期間を過ぎても委託業者からマニフェスト伝票が戻ってこないとき
⇒【B2票、D票】: 交付の日から90日(特別管理産業廃棄物の場合は60日)
⇒【 E票 】: 交付の日から180日
- 記載事項不備又は虚偽記載があるマニフェストの写しを受けたとき
- 受託者から処理困難通知(法第14条第13項、法第14条の4第13項)を受けたとき

32

産業廃棄物の流れ

交付すべき帳票
 交付の流れ
 返送の流れ

保管すべき帳票



33

2. 処理の委託

12

④ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)を使用

【交付した後の留意事項②】

(4) 前年度のマニフェストの交付状況は、毎年6月30日までに、県又は盛岡市へ交付等状況報告書として報告

- 報告書は、排出事業場ごとに作成 (法人として全てまとめることはNG)
- 報告先は、排出事業場を所管する振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター又は盛岡市 (県外に本社がある場合も同様)
 例: 排出事業場が花巻市(花巻工場)と盛岡市(盛岡支店)にある場合
 ⇒ 花巻工場分は県(花巻保健福祉環境センター)、盛岡支店分は盛岡市へ提出
 ※建設工事の場合も、現場ごとに所管する部・センター又は盛岡市への提出が原則。ただし、建設工事に限り、工事を管轄する支社及び営業所等の単位で複数現場分を取りまとめても可(その場合でも、盛岡市内の現場分については盛岡市へ分けて提出が必要)
- 電子マニフェストを使用した場合は、報告不要

34

2. 処理の委託

13

④ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)を使用

● 電子マニフェストについて

- パソコンのほか、携帯・スマホでも情報入力が可能
- 紙伝票の保管が不要（5年間システムの記録を確認可能）
- 法定記載事項の記載（入力）漏れがない
- 毎年のマニフェスト交付等状況報告書は提出不要

法改正により、令和2年4月1日から、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者（年間50t以上）は、電子マニフェストの利用が義務化されています。

35

3. その他排出者がすべきこと

排出事業者が行うべき報告・記録等の義務

- ① 年度報告
- ② 多量・準多量排出者の計画及び報告
- ③ 帳簿の整備
- ④ （特別管理）産業廃棄物管理責任者の設置

36

3. その他排出者がすべきこと

① 年度報告（排出事業者）

◆ マニフェストを交付した排出事業者

⇒ 産業廃棄物管理票交付状況等報告書

12

◆ 特別管理産業廃棄物を排出した排出事業者

⇒ 特別管理産業廃棄物処理実績報告書

18

それぞれ、毎年6月30日までに、前年度の状況を県（※盛岡市）に報告

（例）令和2年4月1日～令和3年3月31日の状況を、令和3年6月30日までに報告

37

3. その他排出者がすべきこと

① 年度報告（許可を有する業者）

◆ 産業廃棄物処理施設（法第15条設置許可対象）を設置する事業者

⇒ 産業廃棄物処理実績報告書

18

◆ 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可業者

⇒ 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の運搬・処分実績報告書

それぞれ、毎年6月30日までに、前年度の状況を県（※盛岡市）に報告

（例）令和2年4月1日～令和3年3月31日の状況を、令和3年6月30日までに報告

38

3. その他排出者がすべきこと

② 多量・準多量排出者の計画及び報告

◆多量排出事業者とは（法第12条第9項、法第12条の2第10項）

- ・産業廃棄物の発生量が1,000トン/年以上
- ・特別管理産業廃棄物の発生量が50トン/年以上

9

11

◆準多量排出事業者とは（条例第9条の2）

- ・産業廃棄物の発生量が500～1,000トン/年

25

6月30日までに、県(※盛岡市)に次の書類を提出

①廃棄物の減量その他の処理計画書

（前年度（4月1日～3月31日）の発生量が該当した場合）

②処理計画に基づく実施状況報告書（①を作成した翌年度）₃₉

3. その他排出者がすべきこと

③ 帳簿の整備

◆産業廃棄物処理施設（法第15条設置許可対象）を設置する事業者

◆産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可業者

◆特別管理産業廃棄物を排出する事業者

11

○排出の都度、帳簿に法で定められた事項を記載

○1年ごとに閉鎖、5年間保管

※管理票制度における記載事項と重複しないよう、処理を委託した場合には当該委託に係る事項の記載不要

3. その他排出者がすべきこと

④ (特別管理)産業廃棄物管理責任者の設置

◆特別管理産業廃棄物管理責任者 (法第12条の2第8項)

11

- ・特別管理産業廃棄物を排出する事業場ごとに設置
- ・資格要件あり(法第12条の2第9項)
 - (例1)医師・薬剤師・看護師(感染性廃棄物)
 - (例2)特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の修了者
- ・責任者を設置又は変更した場合、30日以内に事業場を所管する振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター又は盛岡市へ届出が必要

◆産業廃棄物管理責任者 (条例第22条の2)

23

- ・建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業の事業場ごとに設置
- ・資格要件はなし

41

ケーススタディ (不適正事例) による振り返り

42

【ケース1】 産業廃棄物と一般廃棄物

飼料製造工場の動物性飼料製造過程で、大量の不良品が生じた。市のクリーンセンターで処分できると思い、市のクリーンセンターに持ち込んだ。



43

【ケース1 解説】 (産業廃棄物と一般廃棄物)

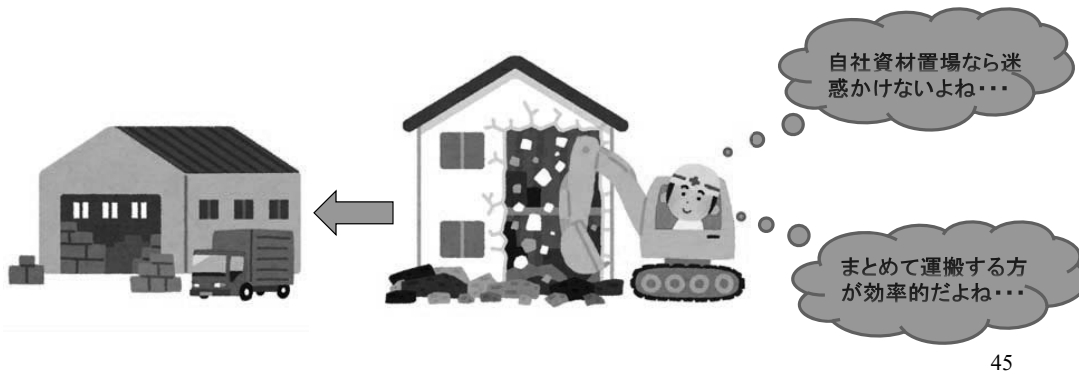
- 飼料製造工場の動物性飼料製造過程から排出された不良品は「産業廃棄物（動植物性残さ）」に該当します（法施行令第2条第4号）。
- 動植物性残さのうち産業廃棄物に該当するものは、日本標準産業分類による「食料品製造業」、「飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く）」、「医薬品製造業」及び「香料製造業」に該当する事業活動に伴って生じるものです（昭和46年厚生省課長通知）。
- 市町村のクリーンセンターは基本的に「一般廃棄物」を処理する施設であり、産業廃棄物の処理を委託しようとする場合には、事前に市町村の了解が必要です。（市町村が了解しない場合、産業廃棄物の処理を委託できません。）

44

【ケース2】 建設廃棄物の事業場外保管

建物解体によって生じた廃材等を、自社で処分業者に運搬しようと考えている。

解体現場の敷地が狭いので、廃材等を自社の資材置き場に持ち帰り、後日、まとめて運搬することにした。



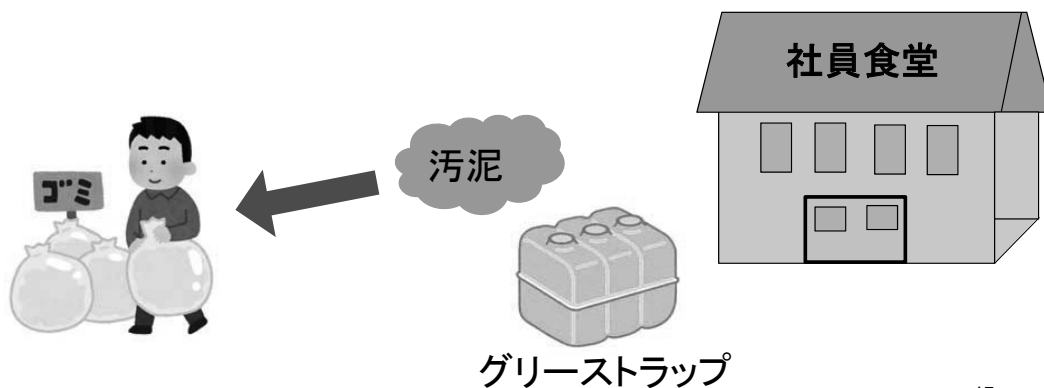
【ケース 2 解説】 (建設廃棄物の事業場外保管)

- 廃棄物を自社敷地に持ち帰り、保管するには、あらかじめ、その搬出先を決めている必要があります。
- 持ち帰って保管できる廃棄物の量は平均搬出量の7日分です。
- 自社敷地内であっても、法で定める保管基準により、生活環境保全上支障のないように保管する必要があります。
- 廃棄物を積替え保管していることを示す看板や囲い等が必要です（以上、令第6条第1号）。
- 更に、保管場所の面積が300平方メートル以上の場合は、産業廃棄物事業場外保管届出書を提出する必要があります（法第12条第3項）。

46

【ケース3】 汚泥の処分

社員食堂のグリーストラップを清掃した際に発生した汚泥を、事業場内の倉庫に囲い及び掲示板を設けずに保管し、後日、その汚泥を収集運搬業者に引き渡し忘れたため、市が設置するごみ集積場に持って行った。



47

【ケース3 解説】 (汚泥の処分)

- 食堂のグリーストラップから発生する汚泥は「産業廃棄物」となります。
- 市町村の設置するごみ集積場は一般家庭から排出される「一般廃棄物」を集積する為に設置されているため、「産業廃棄物」を出すことはできません。
- 収集運搬又は処分されるまでの間、法で定める保管基準により、生活環境保全上支障のないように保管する必要があります。当然、廃棄物を保管していることを示す看板や囲い等が必要です（法第12条第2項）。
- 産業廃棄物は自社の責任で、許可のある事業者へ委託する必要があります（法第11条第1項、法第12条第5項）。

48

まとめ（排出事業者の責務）

- 資料2の「産業廃棄物の処理に係るセルフチェックシート」を活用のうえ、自社（者）の産業廃棄物処理体制が適正かどうか、確認してください。

★「産業廃棄物の処理に係るチェックシート」は、環境省が作成した「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」の内容と、岩手県の「循環型地域社会の形成に関する条例」で定める排出事業者の措置等の規定を組み合わせ、本県が独自に作成したものです。

産業廃棄物の処理に係るセルフチェックシート

このチェックシートは、環境省が平成29年6月に公表した「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」の内容と、岩手県の「循環型地域社会の形成に関する条例」で定める排出事業者の措置等の規定を組み合わせたものです。

略称 「法」：廃棄物処理法、「令」：同施行令、「規」：同施行規則、「条」：循環条例、「条規」：同施行規則

○ 排出時

1. 自社の事業活動から排出される廃棄物の発生工程と種類を書いてみましょう (例：建築物の解体によって発生する木くず、廃プラスチック類、金属くず … など)	
2. 廃棄物該当性の判断及び廃棄物の分別を行っていますか	○or×
(1) 各種判断要素(物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思等)により、廃棄物該当性を総合的に判断していますか (法第2条第1項等)	
(2) 廃棄物の分別を下記の区分により行っていますか (法第2条第2, 4, 5項等) ①産業廃棄物と一般廃棄物、②産業廃棄物の種類ごと又は名称ごと、③特別管理産業廃棄物と他の産業廃棄物	
3. 産業廃棄物管理責任者を設置していますか	○or×
一定の事業(建設業、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業、水道業)を営む事業者は、産業廃棄物を生ずる事業場ごとに、 産業廃棄物管理責任者 を設置していますか (条第22条の2, 規第15条の2)	
4. 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置していますか	○or×
(1) 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物を生ずる事業場ごとに、 特別管理産業廃棄物管理責任者 を設置していますか (法第12条の2第8項)	
(2) 特別管理産業廃棄物管理責任者は、資格を有していますか (法第12条の2第9項, 規第8条の17)	

○ 保管・記録

1. 産業廃棄物が運搬されるまでの間の保管は適正ですか (法第12条第2項, 規第8条)	○or×
(1) 周囲に 囲い はありますか	
(2) 下記事項を記載した 掲示板 (縦・横60cm×60cm以上)はありますか ①産業廃棄物の保管場所である旨、②廃棄物の種類(※)、③管理者の氏名又は名称及び連絡先、 ④屋外で容器を用いずに保管する場合は最大積上げ高さ (※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨も記載する)	
(3) 飛散・流出、地下浸透、悪臭、害虫発生防止措置 を講じていますか	
(4) 屋外で容器を用いずに保管する場合、 基準に適合した積上げ高さ となっていますか	
(5) 汚水が生じるおそれがある場合、公共水域等の汚染防止のために必要な 排水溝等の設置 をする とともに、 底面を不浸透材料で覆う 措置を講じていますか	
(6) 石綿含有産業廃棄物を保管する場合、下記の措置を講じていますか ① 仕切り等 を設けて他のものと分ける、② 覆いや梱包等 による飛散流出防止	
(7) 水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合、 仕切り等 を設けて他のものと分けていますか	
(8) 特別管理産業廃棄物を保管する場合、下記の措置を講じていますか (法第12条の2第2項, 規第8条の13) ① 仕切り等 を設けて他のものと分ける、② 種類に応じた措置 (高温・腐食・腐敗・飛散等の防止)	
2. 事業場の外で保管する場合に事前に届出をしていますか (法第12条第3項, 規第8条の2) ※建設工事に伴いを生じた産業廃棄物であって、事業場外の保管面積が300㎡以上の場合	○or×
3. 屋外保管記録を実施していますか (条第20条の2, 条規第13条の2)	○or×
(1) 屋外で産業廃棄物を保管する場合、あらかじめ保管しようとする土地における最大保管量の見込みを把握し、記録していますか	
(2) 最大保管量の見込みが下記のア～ウのいずれかに該当する事業者は、帳簿を備え、屋外に保管する産業廃棄物に関する事項を記載し、これを5年間保存していますか ア 廃油・廃酸・廃アルカリ・ばいじん 1t又は1㎡以上 イ 自動車用廃タイヤ 100本以上 ウ ア、イ以外の産業廃棄物 10t又は30㎡以上	

○ 委託処理

1. 産業廃棄物の処理を産廃処理業者に委託する場合は、委託基準に適合していますか (法第12条第5、6項、令第6条の2)	○or×
(1) 委託先は産廃処理業許可等を有しており、委託する産業廃棄物の種類が事業範囲に含まれていますか(処理業許可証、現地確認等)	
(2) 特別管理産業廃棄物を委託する場合、あらかじめ種類や数量、注意事項等を文書で通知していますか(法第12条の2第6項、令第6条の6、規第8条の16)	
2. 委託先の産廃処理業者が、廃棄物を適正に処理する能力を備えているか確認(適正処理能力確認)し、その結果を記録していますか(条第22条、条規第15条)(法第12条第7項)	○or×
(1) 【運搬委託】収集運搬車両、機材、容器、積替え保管施設 【処分委託】処理施設、処理能力(埋立の場合は処分場の残余容量)、処理実績	
(2) 1年を超えて同一業者に委託する場合は、1年以内に再度適正処理能力確認を行っていますか	
(3) 処分の状況を1年に1回以上実地に確認していますか	
(4) (1)、(2)の記録は、5年間保存していますか	
3. 委託先の産廃処理業者と、委託契約を締結していますか(法第12条第6項、令第6条の2)	○or×
(1) 委託契約は書面により行い、運搬業者と処分業者それぞれと直接契約していますか	
(2) 委託契約書には、下記の事項が記載されていますか(令第6条の2、規第8条の4、規第8条の4の2)	
① 委託する産業廃棄物の種類、数量	
② 【運搬委託】運搬の最終目的地の所在地	
③ 【処分委託】処分場所の所在地、処分方法、施設の処理能力	
④ 【最終処分委託】最終処分場所の所在地、処分方法、施設の処理能力	
⑤ 委託契約の有効期間	
⑥ 受託者に支払う料金	
⑦ 産業廃棄物処理業の事業範囲	
⑧ 【運搬委託】受託者が積替え・保管を行う場合には、積替え・保管場所の所在地、保管できる産業廃棄物の種類、保管上限	
⑨ 【安定型産業廃棄物の処理委託】積替え・保管場所で、他の廃棄物と混合することの可否等に関する事項	
⑩ 委託者の有する産業廃棄物の適正な処理のために必要な次の事項に関する情報	
イ 産業廃棄物の性状、荷姿に関する事項	
ロ 保管状況下での腐敗、揮発等産業廃棄物の性状の変化に関する事項	
ハ 他の廃棄物の混合等により生ずる支障に関する事項	
ニ 次の産業廃棄物であって、日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項	
廃パーソナルコンピュータ、廃ユニット形エアコンディショナー	
廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電機冷蔵庫、廃電機洗濯機	
ホ 産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨	
ヘ その他、産業廃棄物を取扱う際に注意すべき事項	
⑪ 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があつた場合の当該情報の伝達方法に関する事項	
⑫ 受託業務終了時の委託者への報告に関する事項	
⑬ 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項	
(3) 委託契約書に許可証等の写しが添付されていますか(令第6条の2、規第8条の4)	
(4) 委託契約書等は、契約終了の日から5年間保存していますか(令第6条の2、規第8条の4の3)	
(5) 再委託の承諾をしたときは、その写しを5年間保存していますか(令第6条の2、規第8条の4の4)	
その他 [法定事項ではありませんが、排出事業者責任を果たし、適正処理を確保するうえで重要な項目です]	○or×
(委託先が、優良産業廃棄物処理業者や格付け認定業者であることを考慮していますか)	
(契約内容について自ら決定しましたか)	
(産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していますか)	
※適正な対価を負担していないときは、排出事業者が措置命令(法第19条の6)の対象となる場合があります	
(廃棄物データシート(WDS)を委託契約書に添付していますか)	

○ 産業廃棄物管理票（紙マニフェストの場合）

1. 【廃棄物引渡し時】マニフェストを適切に交付していますか（法第12条の3、規第8条の20, 21）	○or×
(1) 産業廃棄物の種類ごと、及び運搬先ごとに交付していますか	
(2) 下記の事項がマニフェストに記載した事項と相違がないことを確認のうえ交付していますか ①産業廃棄物の種類、②数量、③受託者の氏名又は名称、④中間処理業者にあつては省令の事項	
(3) マニフェストには、下記の法定事項を全て記載していますか（規第8条の21） ① 交付年月日及び交付番号 ② 氏名又は名称及び住所 ③ 排出事業場の名称及び所在地 ④ 交付担当者の氏名 ⑤ 運搬又は処分を受託した者の住所 ⑥ 運搬先の事業場の名称及び所在地（積替え保管を行う場合は、積替え保管場所の所在地） ⑦ 荷姿 ⑧ 最終処分を行う場所の所在地 ⑨ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量 ⑩ 中間処理業者にあつては、省令に定める事項	
(4) 交付したマニフェストの写し（A票）を保存していますか（交付日から5年間）	
2. 【処理終了後】受託者から送付されたマニフェストを適切に処理していますか（法第12条の3）	○or×
(1) 期間内（交付から90日（特別管理産業廃棄物は60日、最終処分の場合は180日））に受託者からマニフェストの写しは返送されていますか	
(2) 運搬又は処分（最終処分を含む）が終了したことをマニフェストの写しで確認していますか	
(3) 送付されたマニフェストの写しに不審な点（虚偽記載等）がないか確認していますか	
(4) 送付されたマニフェストの写し（B2票、D票、E票（積替え保管がある場合はB4票、B6票も含む））を保存していますか（送付を受けた日から5年間）	
(5) 期間内に（交付から90日（特別管理産業廃棄物は60日、最終処分の場合は180日））マニフェストの写しが返送されなかった場合、次の措置を講じていますか ① 速やかに運搬又は処分の状況を確認すること ② 生活環境保全上の支障の除去又は発生防止のために必要な措置を講じること ③ 期間の経過後30日以内に「措置内容等報告書」を振興局に提出すること	
(6) マニフェストは、定められた期限（送付を受けた日から5年間）保存していますか	
3. 【毎年度】マニフェストの交付状況を報告していますか（法第12条の3）	○or×
前年度の産業廃棄物管理票の交付状況に係る「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を当該年度の6月30日までに振興局に提出していますか	

○ 産業廃棄物管理票（電子マニフェストの場合）

1. 【廃棄物引渡し時】電子マニフェストを適切に登録していますか（法第12条の5、規第8条の31の3）	○or×
(1) 速やかに（遅くとも引き渡し後3日以内に）情報処理センターへ登録していますか	
2. 【処理終了後】情報処理センターからの通知を適切に確認していますか（法第12条の5）	○or×
(1) 運搬又は処分（最終処分を含む）が終了したことを通知により確認していますか	
(2) 登録事項に不審な点（虚偽記載等）がないか確認していますか	
(3) 期間内（交付から90日（特別管理産業廃棄物は60日、最終処分の場合は180日））に運搬又は処分終了の報告が登録されていない旨、情報処理センターから通知を受けた場合、次の措置を講じていますか ① 速やかに運搬又は処分の状況を確認すること ② 生活環境保全上の支障の除去又は発生防止のために必要な措置を講じること ③ 期間の経過後30日以内に「措置内容等報告書」を振興局に提出すること	

○ 定期報告等

1. 【多量排出事業者】産業廃棄物の発生量が1,000 t以上の事業者 特別管理産業廃棄物の発生量が50 t以上の事業者	○or×
(1) (特別管理) 産業廃棄物処理計画書 (法第12条第9項, 規第8条の4の5) 前年度に多量排出事業者該当した場合、6月30日までに、振興局に計画書を提出していますか	
(2) (特別管理) 産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (法第12条第10項, 規第8条の4の6) (1) の計画書を提出した翌年度の6月30日までに、振興局に当該計画の実施状況を報告していますか	
2. 【準多量排出事業者】産業廃棄物の発生量が500 t以上1,000 t未満の事業者	○or×
(1) 産業廃棄物処理計画書 (条第9条の2第1項, 条規第3条の2) 前年度に準多量排出事業者該当した場合、6月30日までに、振興局に計画書を提出していますか	
(2) 産業廃棄物処理計画実施状況報告書 (条第9条の2第1項, 規第3条の3) (1) の計画書を提出した翌年度の6月30日までに、振興局に当該計画の実施状況を報告していますか	
3. 自らの事業活動によって生じた廃棄物を処理するために、法第15条に規定する産業廃棄物処理施設を設置している事業者	○or×
産業廃棄物処理実績報告書 (法第18条第1項) 毎年度6月30日までに、前年度1年間の当該事業場における産業廃棄物の処理実績を取りまとめ、振興局に報告書を提出していますか	
4. 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者	○or×
特別管理産業廃棄物処理実績報告書 (法第18条第1項) 毎年度の6月30日までに、前年度1年間の当該事業場における特別管理産業廃棄物の処理実績を取りまとめ、振興局に報告書を提出していますか (※PCB廃棄物保管事業者は、別途届出が必要です。)	

○ 自ら処理

1. 【運搬時】自ら産業廃棄物の収集運搬を行う場合、適切に処理を行っていますか	○or×
(1) (特別管理) 産業廃棄物処分基準を遵守していますか	
2. 【処分時】自ら産業廃棄物の処分を行う場合、適切に処理を行っていますか	○or×
(1) (特別管理) 産業廃棄物処分基準を遵守していますか	
(2) 産業廃棄物処理施設 (令第7条に定めるもの) を設置しようとする場合、法第15条に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可を受けていますか (法第15条第1項, 令第7条)	
(3) (2) の許可を受けている場合、産業廃棄物処理責任者を設置していますか (法第12条第8項)	
3. 自ら処理に関する帳簿を作成していますか (法第12条第13項, 法第12条の2第14項等)	○or×
以下のいずれかに該当する場合、帳簿を備え、決められた事項を記載し、5年間保存していますか ①焼却施設、②法第15条に規定する産業廃棄物処理施設、③排出事業場外で自ら処分又は再生、④特別管理産業廃棄物を自ら運搬又は処分	

備考

- 1 提出先の振興局とは、**事業場の所在地**が

盛岡市外・・・盛岡市を除く管轄広域振興局保健福祉環境部等
盛岡市内・・・盛岡市（環境部 廃棄物対策課）
(※事業場が複数ある場合は、振興局・盛岡市あてそれぞれに提出が必要な場合があります。)

となります。

- 2 盛岡市においても、岩手県と同内容の条例・規則を制定しています。

循環型地域社会三条例による本県の取組みについて

【「循環型地域社会三条例」とは】

- ①循環型地域社会の形成に関する条例（「循環条例」と略します。）
- ②県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例
- ③岩手県産業廃棄物税条例

令和2年度産業廃棄物排出事業者等説明資料

岩手県環境生活部資源循環推進課

青森・岩手県境不法投棄事案について

【面積】約27ha（岩手県二戸市：約16ha、青森県田子町：約11ha）

【投棄量】約100万³m（岩手県二戸市：27万³m、青森県田子町：73万³m）



- 平成25年度末に廃棄物処理は完了。現在は汚染土壌の浄化作業を実施中 ●

1 県外搬入の事前協議義務 (循環条例第8条)

- ・ 自県（圏）内処理の原則の実現
- ・ 県境不法投棄事件の対象物の大半が県外の産業廃棄物であったことの教訓

「県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議に関する条例」を別途制定し、次の搬入条件を満たすもののみ受入可能

- ① 県外産業廃棄物が次のいずれかに該当すること
 - ・ 専ら製品の製造又はエネルギー回収のための原材料又は燃料として循環的に利用するためのもの（県内循環的利用のための中間処理も含む。）
 - ・ 貴金属の回収のためのもの
 - ・ 青森県及び秋田県（自圏内）からの搬入であるもの
 - ・ 特殊事情があると知事が認めるもの
- ② 搬入経路が明確であること
- ③ 生活環境保全措置が講じられていること

県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例について

県外で発生した産業廃棄物の秩序ある搬入のため、事前協議を義務付けるとともに、契約に基づき、搬入量に応じた環境保全協力金の納入を求めるもの。

○事前協議

- ・ 搬入する産業廃棄物の種類、数量及び処理方法等を予め県と協議。
- ・ 協議後の搬入期間は1年間。ただし、格付け事業者などの優良事業者を活用した場合は、格付けランクに応じて搬入期間の特例（2～4年間）あり。

○環境保全協力金

- ・ 処理目的別に、搬入の実績に応じた協力金を県へ納入。

最終処分：500円/ t 中間処理：200円/ t リサイクル50円/ t

- ・ 協力金は、産業廃棄物の減量化や技術開発に取り組む企業の支援、リサイクル技術の研究開発支援等に活用。

2 処理業者の格付け制度 (循環条例第13条)

- ・産業廃棄物の適正処理のためには、法制度の制定や指導に加え、優良な産業廃棄物処理業者の育成が有効。
- ・排出事業者に、優良な処理業者を選定するために有効な情報提供を行うこと。

- ・産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、「岩手県産業廃棄物処理業者育成センター」が格付けを行い、公表
- ・岩手県産業廃棄物処理業者育成センターとして、知事は、「一般社団法人岩手県産業資源循環協会」を指定

2 処理業者の格付け制度 (循環条例第13条)

○認定基準

- ・「マネジメント機能」及び「施設・設備機能」の評価項目において、必須項目を全て満たしていること
- ・評価項目の総合評価点数が40点以上であること

○格付け区分

★★★	総合評価点数が80点以上でかつ、育成センターに保証金を預託していること及び環境省評価制度に対応する項目を満たしていること
★★	総合評価点数が60点以上で★★★の基準に満たないこと
★	総合評価点数が40点以上60点未満であること

3 再生資源利用認定製品 (循環条例第10条)

県は、廃棄物等の再生資源を利用した、一定の基準を満たす優良なリサイクル製品を認定し、リサイクル製品の需要の拡大と資源の有効利用を促進。

- ・ 令和元年度末現在、170製品が認定を受けています。
- ・ 製品は、県のホームページ又は「再生資源利用認定製品カタログ」で確認できます。

※カタログは、県庁資源循環推進課のほか、各広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センターにて配布しています。

認定製品の
一例



3 再生資源利用認定製品 (循環条例第10条)

【県は】

- ・ 認定製品の性能や価格等を考慮しながら物品の購入や工事で使用する資材において優先的使用に努めます。
- ・ 認定製品の利用が促進されるよう、県民、事業者及び市町村などに積極的にPRします。

【事業者は】

- ・ 認定製品に認定マークを表示し、製品をPRすることができます。
- ・ 「岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業」において、広告宣伝、展示会への出展など、自ら製造するリサイクル製品の商品力強化又は販売促進の取組みの補助を受けることができます。

認定マーク



一般公募により
平成15年10月に制定

岩手県産業・地域ゼロエミッション事業費補助金について

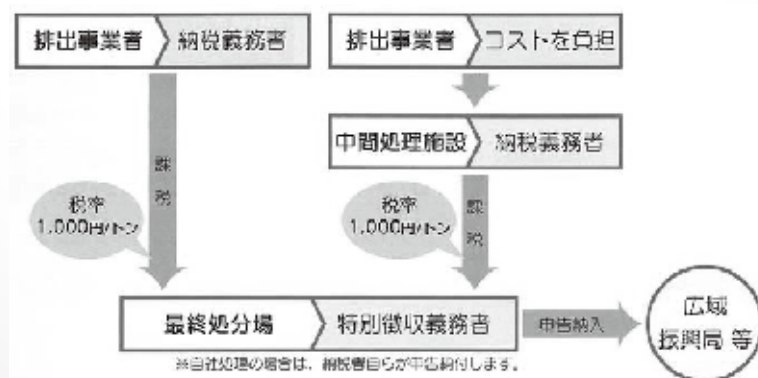
事業者が主に県内で発生する産業廃棄物等の3Rの推進に関する取組を行う場合に、その経費の一部を補助する制度。

1 応募資格 (補助対象者)	県内に事業所を置く又は置くことをする事業者(特定非営利活動法人に該当しない)であること。
2 補助対象事業	本事業費に、以下の2つのメニュー(事業区分)があり、事業内容や補助率等は以下の(1)～(7)のとおりとなります。
(1) 企業内ゼロエミッション推進事業	
対象事業	県内の事業者等が、自ら発生する産業廃棄物等の発生抑制等を行うために実施するものであって、先進性のある事業
補助率	補助対象経費の1/2以内
補助金額	100～1,000万円
(2) 地域・企業間ゼロエミッション推進事業	
対象事業	県内の事業者等が、県内で当該事業者等が排出する産業廃棄物等の発生抑制等を行うために実施するものであって、先進性のある事業
補助率	排出削減率の2/3又は1/2以内
補助金額	100～3,000万円 (排出削減率の削減率に応じた上限あり。削減率100%は3,000万円)
(3) 産業廃棄物発生抑制等技術開発推進事業	
対象事業	県内の事業者等が、自ら発生する産業廃棄物等又は主に県内の事業者等から排出される産業廃棄物等の発生抑制等に係る技術開発を行うために実施する事業
補助率	補助対象経費の1/2以内、2/3又は1/2以内
補助金額	100～1,000万円
(4) 産業廃棄物製品開発推進事業	
対象事業	県内の事業者等が、主に県内の事業者等から排出される産業廃棄物等を利用して技術の開発を行うために実施する事業
補助率	補助対象経費の1/2以内
補助金額	100～1,000万円
(5) 産業廃棄物製品製造推進事業	
対象事業	県内の事業者等が、主に県内の事業者等から排出される産業廃棄物等を利用して製品の製造を行うために実施する事業
補助率	補助対象経費の1/2以内
補助金額	100～1,000万円 (排出削減率100%は500万円)
(6) ゼロエミッション普及促進事業	
対象事業	知事等が指定する事業者又は県内の事業者等(ただし、会社又は個人にあつては、中小企業に限る。)が、産業廃棄物等の発生抑制又は資源化と推進するために、定められた、自ら発生する産業廃棄物等(バイオエタノール燃料等)の発生抑制等を行うために実施する事業
補助率	補助対象経費の1/2以内
補助金額	100～500万円
(7) 環境産業育成支援事業	
対象事業	知事等が指定する事業者が、自ら製造するリサイクル製品の資源化又は資源化の促進等を行う事業又は資源化の促進等を行う事業区分、1品(1)から(4)までの事業区分による補助率、又は製造する製品又は資源物の利用促進等を行う事業
補助率	① 若手県産品製造等関係に関する取組の場合 補助対象経費の1/2以内で、50万円以上300万円以下
補助金額	② ①以外のリサイクル製品に関する取組の場合 補助対象経費の1/2以内で、20万円以上200万円以下
3 公募期間	県ホームページ等でお知らせします。

岩手県産業廃棄物税条例について

本県の生活環境保全のため、産業廃棄物の発生抑制、減量化、及びリサイクル等の適正処理の促進に関する施策の費用に充てるもの。

- 産業廃棄物を最終処分場に搬入した場合に課税。
- 税率は、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量1トンにつき1,000円。
- 税の用途は、産業廃棄物の減量化や技術開発に取り組む企業の支援、リサイクル技術の研究開発支援等に活用。



PCB廃棄物の処理について

- ① PCB廃棄物について
- ② PCB廃棄物の処分期間について
- ③ 照明器具のPCB含有確認について

岩手県環境生活部資源循環推進課

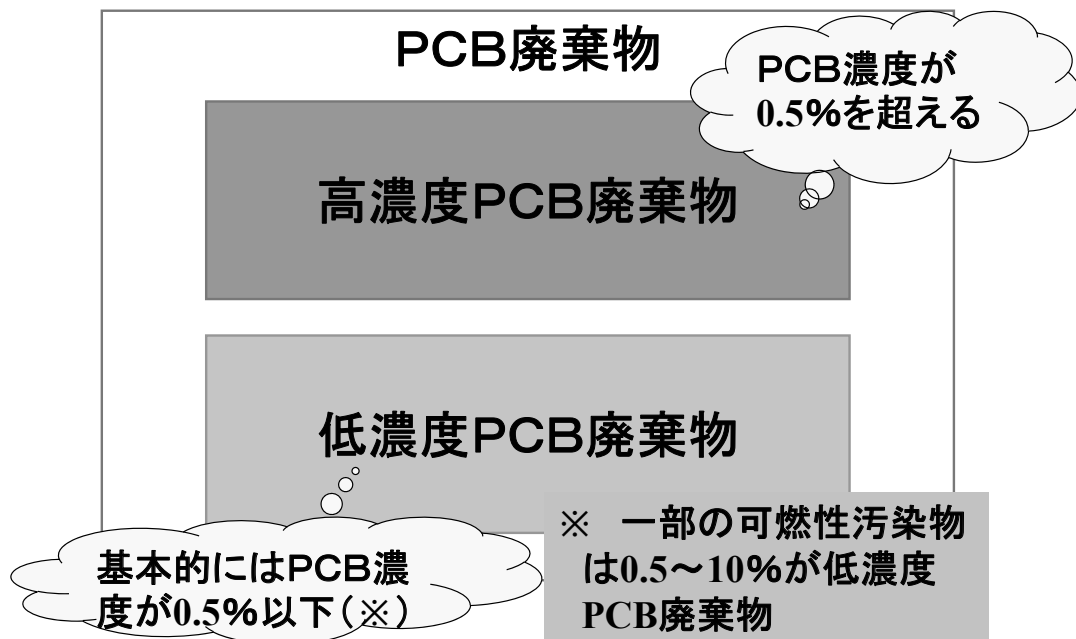
PCBについて

PCB＝ポリ塩化ビフェニル

製造禁止・使用禁止

用 途		製品例・使用場所
絶縁油	変圧器用	ビル・病院・鉄道車両・船舶等の変圧器
	コンデンサー用	蛍光灯の安定器・白黒テレビ・電子レンジ等の家電用コンデンサー、直流用コンデンサー、蓄電用コンデンサー
熱媒体（加熱用、冷却用）		各種化学工業・食品工業・合成樹脂工業等の諸工業における加熱と冷却、船舶の燃料油予熱、集中暖房、パネルヒーター
潤滑油		高温用潤滑油、油圧オイル、真空ポンプ油、切削油、極圧添加剤
可塑剤	絶縁用	電線の被覆・絶縁テープ
	難燃用	ポリエステル樹脂、ポリエチレン樹脂
	その他	ニス、ワックス・アスファルトに混合
感圧複写紙 塗料・印刷インキ		ノンカーボン紙（溶媒）、電子式複写紙 印刷インキ、難燃性塗料、耐食性塗料、耐薬品性塗料、耐水性塗料
その他		紙等のコーティング、自動車のシーラント、陶器ガラス器の彩色、農薬の効力延長剤

PCB廃棄物について



PCB廃棄物の処分期間について

高濃度PCB廃棄物の処分

└ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)で処分

処分期間	
○変圧器・コンデンサー 令和4年3月31日まで	安定器及び汚染物等* 北海道(室蘭)・東京 事業エリア 令和5年3月31日 まで 変圧器・コンデンサー 北海道(室蘭)事業エリア 令和4年3月31日 まで
○安定器及び汚染物等 令和5年3月31日まで	

PCB廃棄物の期限内の処分について

低濃度PCB廃棄物の処分

└ 無害化処理認定施設、都道府県知事等の許可施設で処分

令和9年3月31日まで

※ ◎は0.5～10%の可燃性PCB汚染物も処理可能な施設

事業者名（低濃度PCB廃棄物処理） ※東北に所在するもの抜粋	所在地	廃棄物の種類			
		廃油	トランス・コンデンサー等	その他汚染物	処理物
株式会社クレハ環境 TEL 0246-63-1231	福島県いわき市	○	○	◎	○
エコシステム秋田株式会社 TEL 0186-46-1500	秋田県大館市	○	○	◎	○
ユナイテッド計画株式会社 TEL 018-877-3027	秋田県秋田市	○	○	○	○
エコシステム小坂株式会社 TEL 03-6847-7011	秋田県鹿角郡	○	○	○	○
東京鐵鋼株式会社 TEL 0178-28-9191	青森県八戸市	○	○	○	○

環境省HP <http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

PCB廃棄物について

PCB廃棄物＝特別管理産業廃棄物

高圧変圧器(トランス)



高圧コンデンサー



安定器



PCBの毒性

脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。

PCBが大きく取り上げられる契機となった事件として、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件があります。一般にPCBによる中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、ざ瘡様皮疹（塩素ニキビ）、爪の変形、まぶたや関節の腫れなどが報告されています。

PCB含有の有無の判別について

変圧器・コンデンサー

高濃度PCBの可能性

昭和28年(1953年)から昭和47年(1972年)に国内で製造された変圧器・コンデンサー

(一社)日本電機工業会 https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html

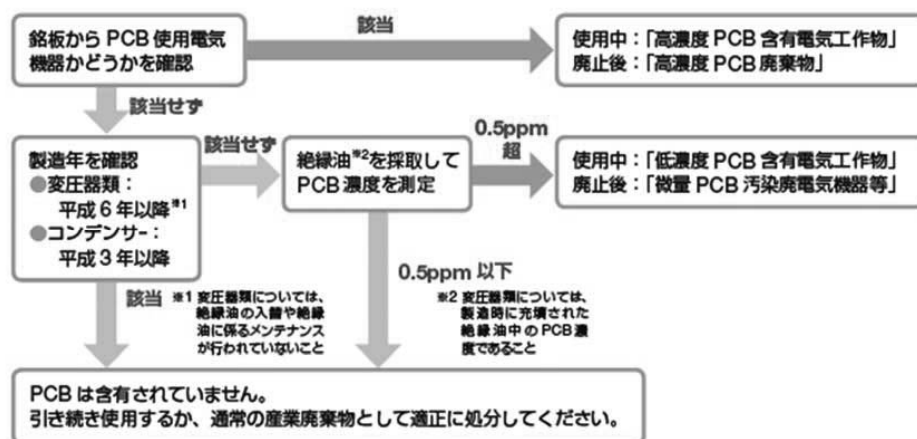
低濃度PCBの可能性

平成3年(1991年)より前に国内で製造されたコンデンサー

平成6年(1994年)より前に出荷された変圧器

平成6年(1994年)以降に出荷された変圧器(絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンスが行われたもの)

PCB含有の有無の判別について



銘板確認のため、通電中の変圧器・コンデンサーに近づくと感電の恐れがあり大変危険です。
必ず電気保安技術者に依頼して確認してください。

PCB含有の有無の判別について

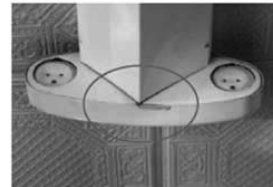
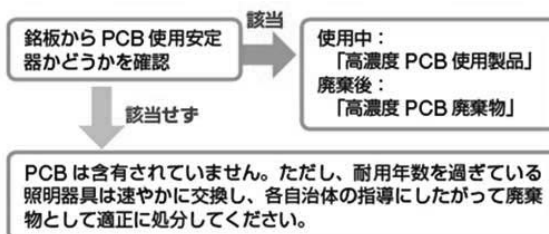
安定器

高濃度PCBの可能性

昭和32年(1957年)1月から昭和47年(1972年)8月までに国内で製造された照明器具の安定器

(一社)日本照明工業会 <http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

昭和52年(1977年)3月までに建築・改修された建物



蛍光灯安定器の劣化により蛍光灯機器から PCB 油が漏れ出した例

高濃度PCB使用安定器の設置場所

PCB使用安定器を使用した照明器具
(昭和32年1月～昭和47年8月までに製造された、以下の器具の一部に使用)



※日本照明工業会HPより

蛍光灯器具は、磁気式安定器が対象です。インバータ(電子)式安定器には、PCBは使用されておりません。また、一般家庭用の蛍光灯器具にはPCBは使用されておりません。

※ 日本照明工業会の下記URLをご参照ください。
<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

安定器発見事例

- ・照明更新の際に発見された。
照明をLED照明に切り替える際に発見されることがあります。
- ・照明器具内に残っているのが発見された。
直管LEDランプに交換している場合、器具内に古い安定器がそのまま残っていることがあります。
- ・天井裏や壁際から発見された。
安定器が天井裏や工場等の壁際に設置されている場合、見逃すことがあるので注意が必要です。
- ・建屋工事の際に発見された。
施設耐震工事の際に発見されることがあります。
- ・エレベーターから発見された。
エレベーター照明にも安定器は使われています。



器具内に古い安定器が残っている例



高天井フードと別置安定器



工場等の壁際に設置されている例



安定器BOXに収納された安定器

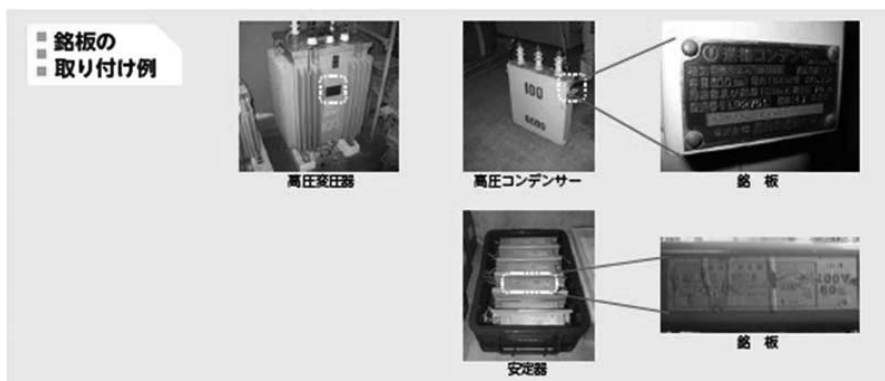


建物由来で探することが重要です。

建物を建築した時期が昭和52年（1977年）3月以前の場合は、安定器にPCBが含まれている可能性がありますので、調査の参考にしてください。

PCB含有の有無の判別について

銘板の取り付け例



銘板確認のため、通電中の変圧器・コンデンサーに近づくと感電の恐れがあり大変危険です。
必ず電気保安技術者に依頼して確認してください。

PCB廃棄物の保管について

PCB廃棄物の保管に際して必要な手続き等

主なもの

◎ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書

- PCB廃棄物等を保管等している事業者
- 前年度のPCB廃棄物等の保管状況等を6月30日までに提出

◎特別管理産業廃棄物管理責任者設置(変更)報告書

- 特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者

(参考)PCB廃棄物の保管及び処分に係る手続き

届出等の種類	届出等の実施者	実施時期
様式第1号(一)	PCB廃棄物の保管事業者又は高濃度PCB使用製品の所有事業者	前年度の保管等の状況について、その次年度の4～6月
様式第1号(二)	PCB廃棄物の処分業者	前年度の保管等の状況について、その次年度の4～6月
様式第2号	PCB廃棄物の保管事業者又は高濃度PCB使用製品の所有事業者又はPCB廃棄物の処分業者	保管の場所又は所在の場所を変更した日から10日以内
様式第3号	高濃度PCB廃棄物の保管事業者	保管の場所を変更する場合
様式第4号	PCB廃棄物の保管事業者又は高濃度PCB使用製品の所有事業者	全ての高濃度PCB廃棄物若しくは全てのその他のPCB廃棄物の処分又は全ての高濃度PCB使用製品の廃棄が完了した日から20日以内
様式第5号	高濃度PCB廃棄物の保管事業者又は高濃度PCB使用製品の所有事業者	特例処分期限日の適用を受けようとする場合(処分期間までに限る。)
様式第6号	高濃度PCB廃棄物の保管事業者又は高濃度PCB使用製品の所有事業者	特例処分期限日の適用に関する変更があった日から10日以内
様式第7号	PCB廃棄物の保管事業者又は高濃度PCB使用製品の所有事業者(地位の承継を受けた者)	承継があった日から30日以内
様式第8号	PCB廃棄物の保管事業者又は高濃度PCB使用製品の所有事業者(譲受者)	譲り受けた日から30日以内

PCB廃棄物の期限内の処分について

電気機器類の廃棄の際は注意！



支援制度

環境省HP <http://pcb-soukishori.env.go.jp/support/>

まとめ

PCB廃棄物について



PCB廃棄物の期限内の処分について

	処分期間	特例処分期限日 (計画的処理完了期限)
変圧器・コンデンサー	令和4年3月31日まで	令和5年3月31日
安定器等	令和5年3月31日まで	令和6年3月31日

低濃度PCB廃棄物は、令和9年3月31日まで

「廃棄物データシート（WDS）」を活用した適正な処理のために必要な事項の情報の提供について

排出事業者は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の処理を処理業者に委託する場合には、法に定める委託基準に従って委託しなければなりません（法第12条第4項、第12条の2第4項）。委託基準においては、委託者の有する委託した「産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項に関する情報（規則第8条の4の2第6号）」を委託契約の中で処理業者に提供することとされています。

なお、処理業者が当該産業廃棄物の処理を行う上で明らかに必要な情報を排出事業者が当該処理業者に提供しなかった場合は、委託基準違反として刑事処分の対象となり得るので注意が必要です（3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金：法第26条第1号）。

規則第8条の4の2（委託契約に含まれるべき事項）

六 委託者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報

イ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

ロ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項

ハ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

ニ 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であつて、日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項（詳細略）

ホ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨

ヘ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

※下線部は、平成29年10月1日から施行

環境省は、**廃棄物の提供に関するガイドライン**（以下「ガイドライン」という。）を策定し、「適正な処理のために必要な事項に関する情報」の提供について、排出事業者が参考にできるよう、廃棄物データシート（以下「WDS」という。）として具体的に示しています。

WDSの様式は、必要な廃棄物情報に関して具体化した項目を例示したものであり、様式の使用を法的に義務付けるものではありませんが、排出事業者が処理業者に情報提供すべき項目を記載できるツールとして、形式的な書類手続きではなく、必要な情報が処理業者と共有されることが重要なため、記載にあたっては、排出事業者と処理業者双方でよくコミュニケーションを取り、両方で記載内容を確認の上作成のうえ活用してください。

ガイドラインや、WDSの様式・記載例などは、下記の環境省ホームページからダウンロードできます。

廃棄物情報の提供に関するガイドライン

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/>

< 表 面 >

管理番号

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 平成 年 月 日 記入者

1	排出事業者	名称 所在地 〒	所属 担当者	TEL FAX
2	廃棄物の名称			
3	廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載) ☐ 分析表添付(組成)	MSDSがある場合、CAS No. ・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。		
4	廃棄物の種類 ☐ 産業廃棄物 ☐ 特別管理産業廃棄物	☐ 汚泥 ☐ 廃油 ☐ 廃酸 ☐ 廃アルカリ ☐ その他() ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 ☐ 石棉含有産業廃棄物 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 引火性廃油 ☐ 強アルカリ(有害) ☐ 指定下水汚泥 ☐ 廃酸(有害) ☐ 引火性廃油(有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 銹さい(有害) ☐ 廃アルカリ(有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 燃えがら(有害) ☐ ばいじん(有害) ☐ 強酸(有害) ☐ 廃水銀等 ☐ 廃油(有害) ☐ 13号廃棄物(有害) ☐ 強アルカリ ☐ 廃石棉等 ☐ 汚泥(有害)		
5	特定有害廃棄物 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ ☐ 分析表添付 (廃棄物処理法)	アルキル水銀 () トリクロロエチレン () 1,3-ジクロロプロペン () 水銀又はその化合物 () テトラクロロエチレン () チウラム () カドミウム又はその化合物 () ジクロロメタン () シマジン () 鉛又はその化合物 () 四塩化炭素 () チオベンカルブ () 有機燐化合物 () 1,2-ジクロロエタン () ベンゼン () 六価クロム化合物 () 1,1-ジクロロエチレン () セレン () 砒素又はその化合物 () シス-1,2-ジクロロエチレン () ダイオキシン類 () シアン化合物 () 1,1,1-トリクロロエタン () 1,4-ジオキサン () PCB () 1,1,2-トリクロロエタン ()		
6	PRTR対象物質	届出事業所(該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当(該当・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。		
7	水道水源における 消毒副生成物 前駆物質	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) ☐ ヘキサメチレンテトラミン(HMT) ☐ 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) ☐ N,N-ジメチルアニリン(DMAN) ☐ トリメチルアミン(TMA) ☐ テトラメチルエチレンジアミン(TMED) ☐ N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) ☐ ジメチルアミノエタノール(DMAE) 生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) ☐ アセトンジカルボン酸 ☐ 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) ☐ 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン ☐ アセチルアセトン ☐ 2'-アミノアセトフェノン ☐ 3'-アミノアセトフェノン 生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(塩素処理により生成) ☐ 臭化物(臭化カリウム等)		
8	その他含有物質 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ ☐ 分析表添付(組成)	硫黄 () 塩素 () 臭素 () ヨウ素 () フッ素 () 炭酸 () 硝酸 () 亜鉛 () ニッケル () 銅 () アルミ () アンモニア () ホウ素 () その他 ()		

岩手県からのお知らせ

- | | | |
|---|----------------------------------|--------|
| ① | PCB廃棄物の処理について | 47ページ |
| ② | 特別管理産業廃棄物多量排出事業者の電子マニフェスト義務化について | 49ページ |
| ③ | 太陽光パネルの取扱いについて | 51ページ |
| ④ | 石綿含有廃棄物の処理について | 53 ページ |
| ⑤ | 産業廃棄物処理業者格付け・保証金制度について | 55 ページ |
| ⑥ | 廃プラスチック類の適正処理も排出事業者の責任です | 56 ページ |

古い建物を所有している事業者の皆様へ

岩手県からのお知らせ

PCB廃棄物の処分期限が迫っています。 早く処分を進めてください！

電気・照明機器にPCBが含まれていたら、県まで連絡をお願いします。

※PCBは「ポリ塩化ビフェニル」の略です。



コンデンサー

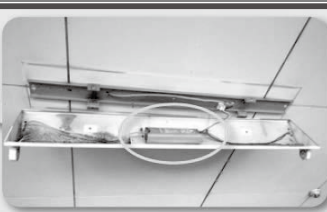
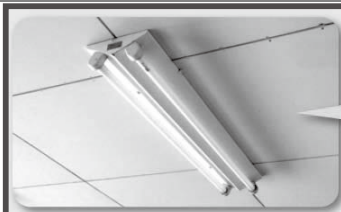


トランス（変圧器）

【確認の仕方】

○電気機器の変圧器やコンデンサを使用している場合は、会社の電気主任技術者または東北電気保安協会（電気主任技術者業務を東北電気保安協会に委託している場合に限る。TEL019-631-2552）に相談してください。

通電中は感電の恐れがあり危険です。銘板は、必ず電気保安技術者が確認してください。



蛍光灯（業務用）の安定器

業務用・施設用の照明器具を使用している場合で、
建物を建築した時期が昭和52年3月以前のもの

【確認の仕方】

○安定器は、昭和52年3月までに建築・改修された建物や屋外の照明器具（蛍光灯、水銀灯、低圧ナトリウム灯など）に使用されている可能性があります。照明機器のメンテナンスをお願いしている電気店に相談等してください。

※PCBが含有する安定器が自分で確認する場合

安定器に貼付された銘板に記載されているメーカー、型式・種別、性能（力率）、製造年月等の情報から判別することができますので、詳細は各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本照明工業会のホームページを参照してください。（<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>）

PCBは電気機器等の絶縁油として広く使われてきましたが、有害であることが判明したため、昭和47年以降、製造や新たな使用は禁止されました。



急いで確認し、県まで
連絡してください！



健康被害が出る
おそれがあります！



処分しないと罰則！



まもなく
処分できなくなる！

— 詳しくは裏面をご確認ください。 —

1 岩手県内のPCB廃棄物の処分先と処分期限について

- ・PCB廃棄物は定められた期限を過ぎると処分することができなくなります。
- ・国際条約と法律でPCB廃棄物の処分は義務付けされており、定められた期限までに処分をしないと罰則の対象となります。

	高濃度PCB廃棄物 ※PCB濃度が0.5%（＝5,000ppm）を超えるもの	低濃度PCB廃棄物 ※PCB濃度が0.5%（＝5,000ppm）以下のもの、 可燃性PCB汚染物は10%（＝100,000ppm）以下のもの
処理先	○中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道事業所（JESCO） 電話 03-5765-1197	○無害化処理認定施設等 ※下記一覧表を参照のこと
期 限	○変圧器・コンデンサー等 令和4年3月31日まで ○安定器及び汚染物等 令和5年3月31日まで	○全て 令和9年3月31日まで
料 金	上記JESCOにご確認ください。	下記各施設にご確認ください。

※収集運搬委託先は（一社）岩手県産業資源循環協会（TEL019-625-2201）にご相談下さい。

事業者名 （低濃度PCB廃棄物処理） ※東北に所在するもの抜粋	所在地	廃棄物の種類			
		廃油	トランス・コンデンサー等	その他汚染物	処理物
株式会社クレハ環境 TEL 0246-63-1231	福島県いわき市	○	○	◎	○
エコシステム秋田株式会社 TEL 0186-46-1500	秋田県大館市	○	○	◎	○
ユナイテッド計画株式会社 TEL 018-877-3027	秋田県秋田市	○	○	○	○
エコシステム小坂株式会社 TEL 03-6847-7011	秋田県鹿角郡			○	○
東京鐵鋼株式会社 TEL 0178-28-9191	青森県八戸市	○	○	○	○

※◎は10%以下の可燃性PCB汚染物の処理が可能な施設

2 処理費用の融資制度や費用削減制度について

(1) 日本政策金融公庫による融資制度

「環境・エネルギー対策資金（PCB廃棄物処分関連）」の融資対象となります。

詳しくは日本政策金融公庫盛岡支店（TEL019-623-6125）にお問い合わせください。

(2) 中小企業者等に向けた割引制度

高濃度PCB廃棄物を処分する場合は、処分費用の軽減措置があります。

（中小企業：70%、個人・破産者：95%）

詳しくはJESCO（TEL03-5765-1935）にお問い合わせください。

【お問い合わせは、県庁資源循環推進課またはお近くの振興局廃棄物担当まで】

県庁資源循環推進課 電話 019-629-5366 FAX 019-629-5369

一部事業者電子マニフェストの使用が義務化されています！

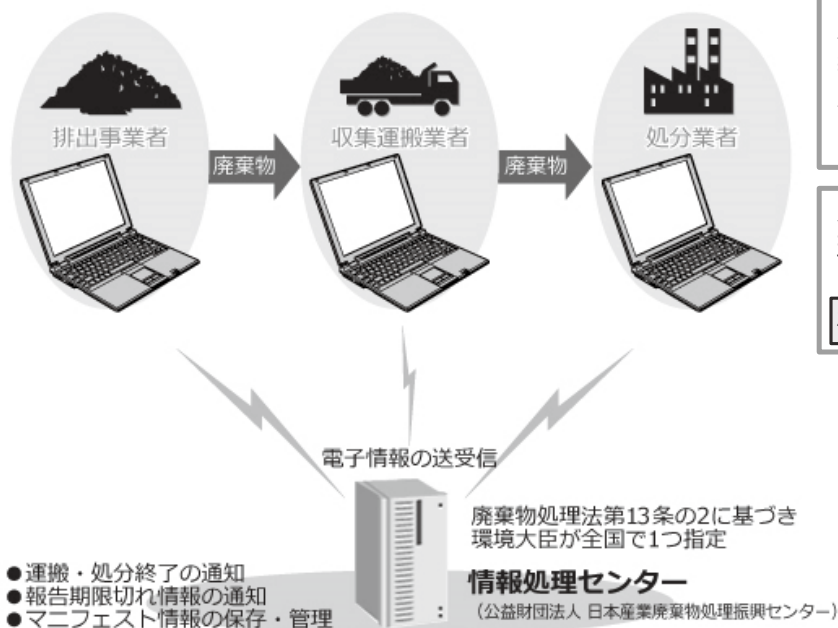
平成29年度の廃棄物処理法の改正により、**令和2年から特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者**に、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付に代えて、**電子マニフェストの使用が義務付けられています！**

どんな事業者が対象なの？

特別管理産業廃棄物の多量排出事業者のうち、**前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量50トン以上**の事業者が対象です！（PCB廃棄物は50トンの中に含めません。）

そもそも電子マニフェストって何？

電子マニフェスト制度は、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センター※を介したネットワークでやり取りする仕組みです。



※電子マニフェスト制度の詳細及び導入方法などについては情報処理センターに直接お問い合わせください。
(0800-800-9023)

左図は（公財）日本産業廃棄物処理振興センターのHPから引用

検索 電子マニフェストの仕組み



電子マニフェストのメリットは？

- ・パソコンのほか、スマホでも情報入力が可能
- ・紙伝票の保管が不要（5年間システムの記録を確認可能）
- ・法定記載事項の記載（入力）漏れがない
- ・毎年のマニフェスト交付等状況報告書は提出不要

どんな注意事項があるの？

【電子マニフェストの登録が困難な場合】

下記に該当する場合には、紙マニフェストの使用が例外として認められます。

- ・通信障害や電力障害により、物理的に電子マニフェストが使えない場合
- ・電子マニフェストを使える業者に委託できない場合など
- ・常勤職員が全員65歳以上でかつ、インターネットに接続されていない場合

【その他法改正項目（平成30年4月1日から）】

- ・マニフェストの虚偽記載等に関する罰則を強化
※現行：6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金
→改正後：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金



エコル

電子マニフェストの研修会はあるの？

例年、電子マニフェスト関連研修会は（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが全国各地で開催しています。

検索 電子マニフェスト 研修会

また、岩手県では毎年電子マニフェストの導入実務研修会を（一社）岩手県産業資源循環協会（019-625-2201）に委託し開催しています。

- 今年度は新型コロナウイルス蔓延防止の観点から、変更となっている場合がありますので、詳しくは（一社）岩手県産業資源循環協会にお問い合わせください。

【その他、廃棄物処理法改正に関するお問い合わせは、お近くの広域振興局保健福祉環境部若しくは県庁環境生活部資源循環推進課まで】
岩手県環境生活部資源循環推進課 TEL:019-629-5366

【岩手県からのお知らせ】

太陽光発電設備の適正な処理について

☀ 太陽光発電設備を処理委託する際の注意点をお知らせします。

- ・委託する産業廃棄物処理業者の許可品目に「金属くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」及び「廃プラスチック類」が含まれていることを確認すること。
- ・鉛等有害物質の含有の有無を伝え、委託契約書や産業廃棄物管理票に「使用済太陽電池モジュール」であることを明記すること。
※ 有害物質の含有の有無については、メーカーに確認するか、一般社団法人太陽光発電協会（JPEA）の HP を参考にしてください。
- ・太陽電池モジュールは「電気機械器具」に該当するため、埋立処分する場合は管理型最終処分場に処理委託すること。

太陽光発電設備を撤去等する際の注意点

- ☀ 太陽電池モジュールは大部分がガラスで構成され、モジュールが破損していても光があたれば発電します。
- ☀ 破損した太陽光発電設備の撤去、保管及び運搬を行う際の4つのポイントをお知らせします。

出典：平成 28 年熊本地震により被災した太陽光発電設備の保管等について（平成 28 年5月 16 日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課事務連絡）

Point① 感電の防止

- ☀ 太陽電池モジュールは光が当たると発電します。また、太陽光発電設備のパワーコンディショナーや、太陽電池モジュールと電線との接続部は、水没・浸水している時に接近又は接触すると感電する恐れがあることから、感電を防止するよう十分に注意する必要があります。

【感電を防止するための留意点】

- ・太陽電池モジュールの表面を下にするか、表面を段ボール、ブルーシート、遮光用シート等で覆い、発電しないようにすること。
- ・複数の太陽電池モジュールがケーブルで繋がっている場合、ケーブルのコ

ネクタを抜き、ビニールテープなどを巻くこと。その際、乾いた軍手、ゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用すること。

- ・モジュール周辺の地面が湿っている場合や、太陽電池発電設備のケーブルが切れている等、感電の可能性がある場合は、不用意に近づかず、電気工事士やメーカー等の専門家の指示を受けること。
- ・降雨・降雪時には極力作業を行わない等の対策によりリスクを低減させることが望ましい。

Point② 破損等による怪我の防止

☀ 太陽光モジュールは大部分がガラスで構成されており、破損による怪我を防止するよう十分に注意する必要があります。

【怪我を防止するための留意点】

- ・破損に備えて保護帽、厚手の手袋（革製等）、保護メガネ、作業着等を着用する等によりリスクを低減させることが望ましい。

Point③ 水濡れ防止

☀ ガラスが破損した太陽電池モジュールは雨水などの水濡れによって含有物質が流出する恐れや感電の危険性が高まる恐れがあります。

【水濡れ防止のための留意点】

- ・保管の際は、ブルーシートで覆う等の水濡れ防止策をとることが望ましい。
- ・運搬の際は、荷台をブルーシートで覆う、屋根付きトラックによる運送等の水濡れ防止策をとることが望ましい。

Point④ 立入の防止

- ・保管の際は、太陽電池モジュールによる感電、怪我を防止するため、みだりに人が触るのを防ぐための囲いを設け、貼り紙等で注意を促すことが望ましい。

☀ 太陽光発電設備の撤去・運搬・処分に関する留意事項の詳細は、環境省が作成した「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」をご確認ください。

環境省ホームページ URL <http://www.env.go.jp/press/102330.html>

【お問い合わせ先】 岩手県環境生活部資源循環推進課 <TEL> 019-629-5366
又は最寄りの広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター まで

石綿含有建材は必ず現場分別を!!

石綿は、鉄骨の耐火被覆、浴室・厨房、トイレの天井・壁、屋根、耐火間仕切り、天井・壁の内装材（防耐火材料として）、外装材（耐候用として）、床タイルなどに含まれていることがあります。

がれき類や混廃に混ぜないで!!

【適正処理の3原則】

- ① 事前調査
 - ・解体工事を行う場合は、石綿含有建材の使用の有無について事前に調査を行ってください。
- ② 分別解体・適正保管
 - ・石綿含有建材がある場合は、飛散しないよう手ばらしで分別・解体を行い、処分されるまでの間、他の廃棄物と区別して、梱包により飛散防止を図る等、適正に保管してください。
 - ・解体開始後に、石綿含有建材かどうか不明な物が発生した場合は、必要な調査を行ってください。
- ③ 適正な委託処理
 - ・収集運搬、処分をする場合は、他の廃棄物に混入しないようにしてください。

飛散性アスベスト (廃石綿等) の処理

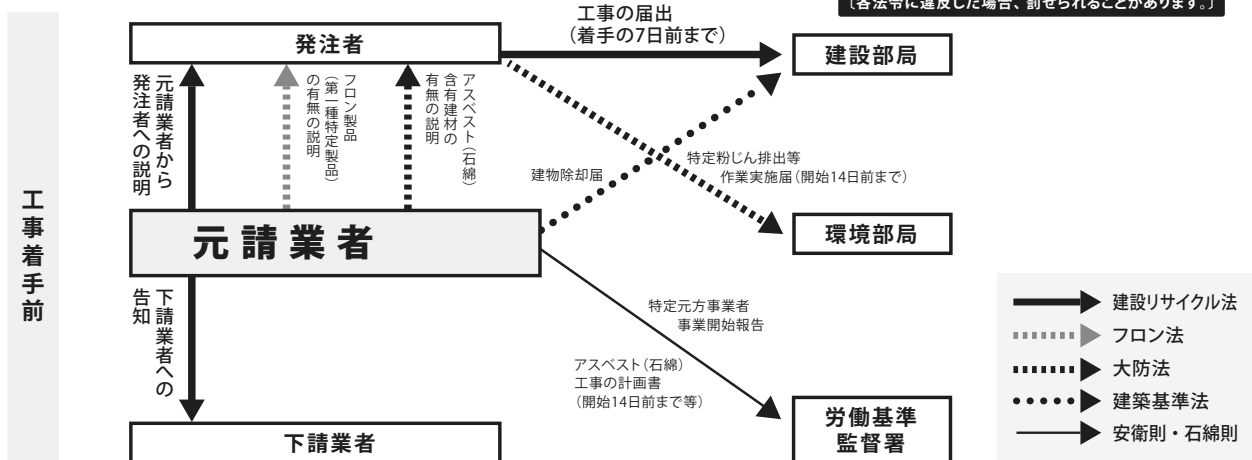
- ① 特別管理産業廃棄物（廃石綿等）として処理委託すること
- ② 埋立処分を行う際には、固形化、安定化等を行い、耐水性の材料で2重に梱包すること
- ③ 溶融施設、無害化処理施設、管理型最終処分場のいずれかに処理委託すること
- ④ 現場に特別管理産業廃棄物管理責任者を置くこと

非飛散性アスベスト (石綿含有産業廃棄物) の処理

- ① 「石綿含有産業廃棄物」として、処理委託し、契約書、マニフェスト等に明記すること
- ② 破碎、切断は原則行わないこと
- ③ 溶融施設、無害化処理施設、最終処分場のいずれかに処理委託すること（破碎施設では処理できません）

【お問い合わせ先】 岩手県環境生活部資源循環推進課 <TEL> 019-629-5366
又は最寄りの広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター まで

建物の解体工事に必要な主な手続き



分別解体等の実施

- 1.内装解体
原則、手壊し
- 2.屋根ふき材の取り外し
原則、手壊し
- 3.外装材、上部構造部分の取り壊し
- 4.基礎の取り壊し

◎注意! 分別して管理・搬送



適切な技術
管理者の配置

解体工事業者登録票

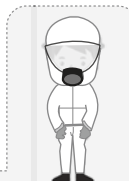
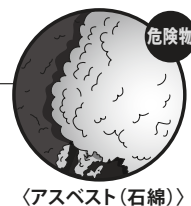
商号・名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	
技術管理者の氏名	

〈工事現場における商号、名称などに
関する標識の掲示〉

※建設業許可業者の場合は「建設業の許可票」を掲示

◎注意! 家具・家電などの残置物は、工事着手前に所有者が廃棄物処理法、家電リサイクル法等に基づき、適正に処理してください。

(廃棄物処理業許可がない解体業者が処理した場合、違法行為により罰せられることがあります)



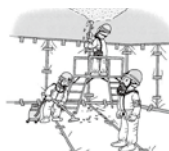
石綿作業主任者の常駐(石綿作業中)《石綿則》

石綿あり／なしなどの掲示
《大防法、石綿則》

作業内容などの掲示
《大防法、厚労省通知》

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

平成 年 月 日 (表示日)	
施工事業者名:	
連絡先:	
現場責任者氏名:	



レベル1～2現場のイメージ



レベル3現場のイメージ

作業基準(作業場の隔離、集じん・排気装置の設置等)の遵守《大防法、石綿則》

特定建設資材廃棄物の再資源化の実施

元請業者による再資源化等の完了に関する記録の作成

元請業者から発注者への再資源化等の完了に関する書面による報告

各法令の
正式名称

- 建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 石綿則：石綿障害予防規則
- 大防法：大気汚染防止法

- フロン法：フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- 安衛則：労働安全衛生規則

作成：国土交通省 土地・建設産業局／環境省 水・大気環境局、環境再生・資源循環局、地球環境局／厚生労働省 労働基準局／経済産業省 製造産業局

産業廃棄物処理業者格付け・保証金制度について

格付け制度とは…

産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理、環境への先進的な取組等を行っている優良な業者を、県が指定した岩手県産業廃棄物処理業者育成センターが3段階のランクで認定(格付け)し県民に公表する制度です。

〈対象者〉

岩手県内での業務実績が原則として1年以上ある者

〈認定基準〉

評価表のマネジメント機能及び、施設・設備機能の必須項目を全て満たしていること

評価表の評価項目の※総合評価点数が40点以上であること

〈※総合評価点数の算出方法〉

①収集運搬(積替保管なし)

マネジメント機能の評価項目の合計点数×0.8+施設・設備機能の評価項目の合計点数=総合評価点数

②収集運搬(積替保管)、中間処理及び最終処分

マネジメント機能の評価項目の合計点数×0.6+施設・設備機能の評価項目の合計点数=総合評価点数

〈格付け区分〉

★★★	総合評価点数が80点以上で育成センターに保証金を預託し環境省による制度に対応する項目を全て満たしていること
★★	総合評価点数が60点以上で★★★の基準に満たないこと
★	総合評価点数が40点以上で60点未満であること

〈認定申請料:消費税込〉

収集運搬	4万円
収集運搬(積替保管)、中間処理、最終処分のいずれか	6万円
収集運搬又は収集運搬(積替保管) + 中間処理又は最終処分	
収集運搬又は収集運搬(積替保管) + 中間処理 + 最終処分	8万円
中間処理 + 最終処分	

〈認定の有効期間〉

認定の日から2年後の認定日まで。ただし前回★ ★★又は★★の認定を受けた者で、今回★★★の認定を受けた者については認定の日から3年後の認定日まで。

格付け認定されると…

企業体質の見直しと強化ができるとともに、社会的信頼性の向上が期待されます。また、排出事業者が優良な処理業者を選ぶための有効な情報となります。

◎格付け事業者の率先活用方針(県による支援)

岩手県が排出する産業廃棄物(下水道汚泥、工業用水道汚泥、県立病院の医療系廃棄物等)の処理(収集運搬、処分等)は、原則として格付け事業者に委託することとしております。

保証金制度とは…

産業廃棄物処理業者が不慮の事故等に備えて、あらかじめ一定の保証金を育成センターに預託する制度です。

〈対象者〉

岩手県知事又は盛岡市長の産業廃棄物処理業の許可取得者(格付け認定を受けている者若しくは受ける予定の者)

〈保証金(預かり金)〉

一人につき100万円、ただし、(一社)岩手県産業資源循環協会会員は50万円

〈預託方法〉

保証金預託承諾書の交付を受けた日から1週間以内に育成センターの指定する口座に納めていただきます。

保証金預託すると…

事故などにより緊急に産業廃棄物の撤去等が必要な場合には、育成センターから保証金の返還をうけて措置を講ずることができ、委託された産業廃棄物の処理がより確実に行われることを排出事業者にアピールすることができます。

◎格付け制度において、評価表の評価項目として10点加点されます。

格付け申請スケジュール

- 受付期間 毎年4月～5月
 - 格付け認定 毎年6月下旬
- 格付け区分(★★★・★★・★)と、保証金預託者を育成センターホームページ等で公表します。

育成センターでは認定(格付け)業者、保証金預託者についてホームページで紹介しています。

また、県や盛岡市ホームページの産業廃棄物処理業者名簿に掲載する等、県民、関係機関・団体等に広くPRしております。

格付け、保証金制度は、岩手県知事が(一社)岩手県産業資源循環協会を「岩手県産業廃棄物処理業者育成センター」として指定し運営されております。

お問い合わせ先

岩手県産業廃棄物処理業者育成センター

(一般社団法人岩手県産業資源循環協会)

〒020-0023 盛岡市内丸16-15(内丸ビル5F)

TEL 019-625-2203

FAX 019-624-1920

URL <http://www.iwuc.jp>

E-mail info@iwuc.jp

平成31年4月1日より、岩手県産業廃棄物協会から「岩手県産業資源循環協会」に法人名が変わりました。



廃プラスチック類の適正処理も 排出事業者の責任です

外国政府による使用済プラスチック等の輸入
禁止措置によって、国内で処理される廃プ
ラスチック類の量が増大しています。

～排出事業者の責務～

- ① 分別の徹底を
 - ・分別を徹底することで、処理業者による廃プラスチック類の処理が円滑に進みます。
- ② 適正な対価の支払いを
 - ・適正処理には適正な対価がかかります。(※1)
- ③ 処理状況の確認を
 - ・処理を委託して終わりではなく、1年に1回以上、処理の状況を実地で確認しましょう。(※2)
 - ・管理票（マニフェスト）を活用し、処理の状況を確認しましょう。(※3)
 - ⇒処理が行われていないなど、不適正な処理を把握した場合には、排出事業者として適切な措置を講じる必要があります。

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「法」という。）第19条の6

※2 法第12条第7項、循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）第22条、循環型地域社会の形成に関する条例施行規則（平成15年岩手県規則第22号）第15条

※3 法第12条の3第8項

【お問い合わせ先】

岩手県環境生活部資源循環推進課 <TEL> 019-629-5366
又は最寄りの広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター まで

◆ 産業廃棄物に関する問い合わせ先 ◆

岩手県 環境生活部 資源循環推進課 ☎ 019-629-5366、5388	盛岡市 環境部 廃棄物対策課 ☎ 019-651-4111（代表）
盛岡広域振興局（環境衛生課） ☎ 019-629-6563	県南広域振興局（環境衛生課） ☎ 0197-48-2422
花巻保健福祉環境センター（環境衛生課） ☎ 0198-41-5405	一関保健福祉環境センター（環境衛生課） ☎ 0191-26-1412
沿岸広域振興局（環境衛生課） ☎ 0193-27-5523	宮古保健福祉環境センター（環境衛生課） ☎ 0193-64-2218
大船渡保健福祉環境センター（環境衛生課） ☎ 0192-22-9814	県北広域振興局（環境衛生課） ☎ 0194-53-4987
二戸保健福祉環境センター（環境衛生課） ☎ 0195-23-9219	